**「府税のしおり（２）法人府民税/法人事業税/特別法人事業税/地方法人特別税」の修正について**

**【修正箇所】６ページ「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について」４行目以降**

|  |  |
| --- | --- |
| **修正後** | **修正前** |
| 青色申告書を提出する法人が、平成28年４月20日から令和7年３月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合に当該寄附金を支出した日を含む事業年度の法人事業税、法人府民税から次の金額を控除します。  ○　令和２年3月31日以前に開始する事業年度  ・法人事業税　　寄附額の10％（ただし、法人事業税額の20％が上限）  ・法人府民税（法人税割）　寄附額の５％（令和元年10月１日以後に開始する事業年度は2.9％）  （ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限）  ○　令和２年４月1日以後に開始する事業年度  ・法人事業税　　寄附額の20％（ただし、法人事業税額の20％が上限）  ・法人府民税（法人税割）　寄附額の５.7％（ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限）  ※　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を受ける場合は、第７号の３様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出をお願いします。 | 青色申告書を提出する法人が、平成28年４月20日から令和7年３月31日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対して、当該認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金を支出した場合に当該寄附金を支出した日を含む事業年度の法人事業税、法人府民税から次の金額を控除します。  ○　令和２年3月31日以前に終了する事業年度  ・法人事業税　　寄附額の10％（ただし、法人事業税額の20％が上限）  ・法人府民税（法人税割）　寄附額の５％（令和元年10月１日以後に開始する事業年度は2.9％）  （ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限）  ○　令和２年４月1日以後に終了する事業年度  ・法人事業税　　寄附額の20％（ただし、法人事業税額の20％が上限）  ・法人府民税（法人税割）　寄附額の５.7％（ただし、法人府民税法人税割額の20％が上限）  ※　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を受ける場合は、第７号の３様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出をお願いします。 |